

供述の任意性が争われた事件における 供述の任意性に関する裁判所の判断状 況

供述の任意性が争われた事件における供述の任意性に関する裁判所の判断状況

各年度の状況 第一審判決の日が属する年度と事件類型		供述の任意性が争われた事件数（※1）〔A〕	供述の任意性が立証されていないことを理由に、供述調書の証拠調べ請求が却下された事件数	供述の任意性の立証のために録音・録画記録媒体の証拠調べ請求がなされた事件数（※2）〔B〕	供述の任意性の立証のために取調官の証人尋問請求がなされた事件数（※3）〔C〕
令和元年度 (6月1日から)	裁判員裁判対象事件	2	0	1	1
	検察官独自捜査事件	0	0	0	0
	それ以外の事件	34	3	13	18
	小計	36	3	14	19
令和2年度	裁判員裁判対象事件	3	0	3	1
	検察官独自捜査事件	0	0	0	0
	それ以外の事件	44	1	9	26
	小計	47	1	12	27
令和3年度	裁判員裁判対象事件	5	1	3	1
	検察官独自捜査事件	0	0	0	0
	それ以外の事件	58	2	14	30
	小計	63	3	17	31
令和4年度 (8月31日まで)	裁判員裁判対象事件	1	1	1	0
	検察官独自捜査事件	0	0	0	0
	それ以外の事件	6	0	2	4
	小計	7	1	3	4
合計	裁判員裁判対象事件	11	2	8	3
	検察官独自捜査事件	0	0	0	0
	それ以外の事件	142	6	38	78
	小計	153	8	46	81

※1 「供述の任意性が争われた事件」とは、令和元年6月1日から令和4年8月31日までの間に第一審判決があった事件のうち、被告人の捜査段階における供述の任意性を争う旨の主張がなされた事件（検察官が証拠調べ請求を撤回し又は裁判所が証拠調べの必要性がないことを理由に証拠調べ請求を却下した事件を除く。）で、令和4年10月24日までに確定したものをいう。

※2・3 B欄及びC欄の数値の合計が必ずしもA欄の数値と一致しないのは、①供述の任意性の立証のために録音・録画記録媒体の証拠調べ請求及び取調官の証人尋問請求の両方がなされた事件についてはそれぞれに計上していること、②供述の任意性の立証のために録音・録画記録媒体の証拠調べ請求及び取調官の証人尋問請求のいずれもなされていない事件も存在することが理由である。